

秋田県告示第281号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定に基づき、告示する。

令和3年4月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
五輪坂デイサービスセンター	雄勝郡羽後町林崎字五林坂 21番地1	介護予防通所介護	令和3年3月31日
医師会訪問看護ステーション	由利本荘市水林456番地4	訪問看護、介護予防訪問看護、居 宅療養管理指導、介護予防居宅療 養管理指導	令和3年3月31日